

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	()
----------------------------	--------	-----	-----

別表六の二十五
平二十七・八・十以後終了連結事業年度分

当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数の合計 (各連結法人の別表六の二(十五)付表一「4」の合計)	1	人	控除対象基準雇用者数 (2) - (13) (マイナスの場合は0)	7	人
基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十五)付表一「5」の合計) - (各連結法人の別表六の二(十五)付表一「6」の合計) (マイナスの場合は0)	2		税額控除限度額 40万円 × (7) ((3) < 0.1の場合又は(5) < (6)の場合は0)	8	円
基準雇用者割合 $\frac{(2)}{(1)}$	3		当期税額基準額 $(4) \times \frac{10 \text{又は} 20}{100}$	9	
調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	4	円	当期税額控除可能額 (8)と(9)のうち少ない金額	10	
給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(十五)付表一「24」の合計)	5		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十二)「26の②」)	11	
比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(十五)付表一「32」の合計)	6		当期税額控除額 (10) - (11)	12	
地方事業所税額控除限度額の計算			地方事業所特別税額控除限度額の計算		
地方事業所基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十五)付表一「11」の合計) - (各連結法人の別表六の二(十五)付表一「12」の合計) (マイナスの場合は0)	13	人	地方事業所特別基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十五)付表一「17」の合計)	21	人
控除対象地方事業所基準雇用者数 (13) (13) > (2)の場合は(2))	14		地方事業所特別税額控除限度額 30万円 × (21) + (別表六の二(十五)付表二「13」)	22	円
地方事業所税額控除限度額 (20万円又は50万円) × (14) (5) < (6)の場合は0)	15	円	差引当期税額基準額残額 (16) - (10) - (18) - (別表六の二(十四)「23」)	23	
当期税額基準額 $(4) \times \frac{30}{100}$	16		当期税額控除可能額 (22)と(23)のうち少ない金額	24	
差引当期税額基準額残額 (16) - (10) - (別表六の二(十四)「23」)	17		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十二)「28の②」)	25	
当期税額控除可能額 (15)と(17)のうち少ない金額	18		当期税額控除額 (24) - (25)	26	
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十二)「27の②」)	19		法人税額の特別控除額 (12) + (20) + (26)	27	
当期税額控除額 (18) - (19)	20				
各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細					
$\frac{(別表六の二(十五)付表一「5」) - (14) \times 別表六の二(十五)付表一「11」}{各連結法人の別表六の二(十五)付表一「11」の合計}$	28		地方事業所基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額 $(20) \times \frac{別表六の二(十五)付表一「11」}{各連結法人の別表六の二(十五)付表一「11」の合計}$	30	円
基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額 $(12) \times \frac{(28)}{各連結法人の(28)の合計}$	29	円	地方事業所特別基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額 $(26) \times \frac{別表六の二(十五)付表一「21」}{各連結法人の別表六の二(十五)付表一「21」の合計}$	31	

別表六の二（十五）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の3第1項から第3項まで（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 当該連結事業年度に係る連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。）開始の日の前日における措置法第68条の15の3第1項第2号及び第2項第2号に規定する雇用者の数の合計が零である場合には、「基準雇用者割合 3」は、記載を要しません。

3 「当期税額基準額
(4) × $\frac{10 \text{又は} 20}{100}$ 」⁹ の欄は、その適用を受ける

連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人（措置法第68条の9第2項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する中小連結親法人をいいます。）である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消します。

4 「地方事業所税額控除限度額
(20万円又は50万円) × (14) 15 は、「基準雇用者割合 3」の欄が0.1以上である場合又は第2号の場合に該当する場合にあつては「20万円又は」を消し、その他の場合にあつては「又は50万円」を消します。

5 「地方事業所特別基準雇用者数の合計
(各連結法人の別表六の二(十五)付表一「17」の合計)²¹」
の記載に当たっては、次によります。

(1) 措置法第68条の15の3第3項各号に掲げる連結法人の当該連結事業年度の同条第5項第10号に規定する地方事業所特別基準雇用者数を含めないで記載します。

(2) 各連結法人において別表六の二(十五)付表一「19」に数の記載がある場合には、当該各連結法人にあつては、その数を同表「17」の数として合計します。

6 当該連結事業年度に係る連結親法人事業年度が1年に満たない場合には、

「地方事業所特別税額控除限度額
30万円 × (21) + (別表六の二(十五)付表二「13」)²²」中

「30万円」とあるのは、

「30万円 × $\frac{\text{当該連結親法人事業年度の月数}}{12}$ 」として

記載します。